



平成 29 年 11 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ヤマウラ
代表者名 代表取締役社長 山浦 速夫
(1780 東証 名証 第1部)
問合せ先 専務取締役管理本部長 中島 光孝
電話番号 0265-81-6070

定款一部変更に関するお知らせ

平成 29 年 11 月 14 日付、決算期(事業年度の末日)の変更に関するお知らせで開示いたしました定款一部変更の件、平成 29 年 11 月 28 日開催の取締役会において平成 29 年 12 月 20 日開催予定の第 58 回定時株主総会に付議する定款変更案を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

(定款変更案)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 11 条 (条文省略)	第 1 条～第 11 条 (現行どおり)
(招集時期) 第12条 当社の株主総会は、毎年 <u>12</u> 月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。	(招集時期) 第12条 当社の株主総会は、毎年 <u>6</u> 月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
(基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>9</u> 月 <u>30</u> 日とする。	(基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日とする。
第 14 条～第 38 条 (条文省略)	第 14 条～第 38 条 (現行どおり)
(事業年度) 第39条 当社の事業年度は、毎年 <u>10</u> 月1日から翌年 <u>9</u> 月 <u>30</u> 日までの1年とする。	(事業年度) 第39条 当社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月1日から翌年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日までの1年とする。
(期末配当金) 第40条 当社は、株主総会の決議により、毎年 <u>9</u> 月 <u>30</u> 日を基準日として、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当をすることができる。	(期末配当金) 第40条 当社は、株主総会の決議により、毎年 <u>3</u> 月 <u>31</u> 日を基準日として、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当をすることができる。

<p>(中間配当金)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議により、毎年<u>3月31日</u>を基準日として株主又は、登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議により、毎年<u>9月30日</u>を基準日として株主又は、登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第42条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>第1条 第39条(事業年度)の規定に関わらず、第59期事業年度は、平成29年10月1日から平成30年3月31日までの6か月間とする。</u></p> <p><u>第2条 前条及び本条は、第59期事業年度の終了をもって、これを削除する。</u></p>
--	---

以 上